

北海道旧土人保護法に代わるアイヌ に関する法律(アイヌ文化振興法)制定

民族に までのあゆみ

[北海道の動き]

「ウタリ問題懇話会」を設けて 新法問題を検討

アイヌの人たちは、北海道などに古くから住む日本の先住民族です。

1970年代以降、国際的世論は、先住・少数民族の権利を尊重する立場に変わりつつあり、国連などでは、その固有の権利を認め、人権を守り、民族として自立していくためには何が必要かが論議されていました。

このような中であって、北海道のアイヌの人たちの組織である北海道ウタリ協会(当時)は、北海道旧土人保護法に代わって「アイヌ民族に関する法律」の制定を求めるとを決め(昭和59年5月)、北海道知事及び北海道議会議長に対して善処を求める陳情を行いました。

このため、北海道では、ウタリ協会関係者や学識経験者などからなる「ウタリ問題懇話会」を設けて検討を依頼しました。

懇話会では、海外調査なども含めて3年余りにわたって検討を重ねてきた結果、昭和63年3月にその結果が報告されました。

新たな法律の制定を国に要請

北海道は、昭和63年8月、この懇話会の報告の趣旨に沿った新たな法律の制定を、北海道議会及び北海道ウタリ協会とともに、国に要請しました。

懇話会報告の概要

報告では、北海道旧土人保護法及び旭川旧土人保護地処分法の二つの法律を廃止し、当時次のような内容を含む「アイヌ新法(仮称)」を制定することを提言していました。

1 アイヌの人たちの権利を尊重するための宣言

日本国憲法の下でアイヌの人たちの権利が尊重され、社会的・経済的地位が確立されるよう権利宣言を定めること。

2 人権擁護活動の強化

アイヌの人たちに対する差別が存在している現状を改善するために、人権擁護活動の強化を図ること。

3 アイヌ文化の振興

アイヌ語やアイヌ文化の継承・保存並びに普及に関する活動を援助し、アイヌ民族文化を総合的に研究する国立のアイヌ民族研究施設を設置すること。

4 自立化基金の創設

アイヌの人たちの自立的活動を促進するために、「アイヌ民族自立化基金(仮称)」を設置すること。

なお、基金の運営にはアイヌの人たちの自主性が最大限に確保され、国の適正な監督が及ぼされるものとする。

5 審議機関の新設

アイヌ民族に係る民族政策、経済的自立を図るための産業政策を継続的に審議するため、アイヌ民族の代表を含む審議機関を新設すること。

[国における動き]

「ウタリ対策のあり方に関する 有識者懇話会」における検討

国は平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇話会」を設置し、今後のウタリ対策のあり方について検討を行い、平成8年4月に懇話会から報告書が提出されました。

報告書の概要

1 アイヌの人々

- (1) 中世末期以降の歴史の中で見ると、当時の「和人」との関係において北海道に先住していたことは否定できない。
- (2) 関係者の帰属意識の強さや様々な取組に照らし、アイヌの人々は民族としての独自性を保持している。
- (3) イオマンテに象徴される儀式等の特徴、アイヌ文様に示される独自の芸術性、ユカラを始めとする口承伝承などにアイヌ文化の大きな特色がある。

また、アイヌ語は独自の言語である。

- (4) 明治以降の近代化の中でアイヌの社会や文化の破壊が進展し、差別と貧窮を余蘊なくされた。

2 北海道ウタリ福祉対策の評価

生活環境等は着実に向上してきたが、なお格差があり、アイヌ文化の継承、普及に関する施策は必ずしも十分とは言えない。

3 国連等における論議の動向

- (1) 先住民の権利に関する各国政府間の議論は緒についたばかりで、今後の動向は見通せない。
- (2) 各国政府間では、先住民の定義、集団的権利、自決権等について激しい対立も見られる。

- (3) アイヌの人々に係る新たな施策の展開に当たっては、我が国の実情にあった判断をしていくことが必要である。

4 新しい施策の展開

(1) 基本的な考え方

- ① 先住していたアイヌの人々の固有の事情に立脚し、アイヌ語や伝統文化の保存・振興を通じて民族的な誇りが尊重される社会の実現等を基本理念とした新たな施策の展開が必要である。
- ② ウタリ対策の新たな展開は、今日存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化の保存・振興を主要テーマとして実施されるべきである。
- ③ 個人認定を要する施策の新規導入は慎重に考えるべきである。
- ④ 国と地方公共団体との密接な連携が重要である。
- ⑤ 新しい施策の展開に当たり、呼称も「ウタリ」を「アイヌ」に統一すべきである。
- ⑥ 以上は、関係者の間にあるいわゆる「先住権」をめぐる様々な要望に具体的に応える道である。

(2) 新たな施策の概要(提言)

- ① アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
- ② アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興
- ③ 伝統的生活空間の再生
- ④ 理解の促進

5 新しい施策の実施

所要の施策に関し、可能な限り新たな立法措置を持って実施を図ることが望まれる。

6 北海道旧土人保護法、旭川市旧土人保護地処分法の廃止

この二つの法律は、アイヌの人々に関する諸施策の新たな展開に伴い、廃止の措置を講じることが適切である。

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝及び啓発に関する法律」(略称:アイヌ

アイヌ文化振興法の制定

平成9年5月、アイヌの人たちの永年の願いであった当時の新たな法律(アイヌ文化振興法)が成立し、同年7月1日に施行されました。

この法律は、我が国の法体系上において、初めてアイヌの人たちを民族として認めるとともに、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを内容とする画期的なものでした。

【アイヌ文化振興法の概要】

1 法律制定の趣旨

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としています。

2 アイヌ文化の定義

アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産とされています。

3 国及び地方公共団体の責務

国は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努め、地方公共団体は、当該地域の社会的条件に応じアイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めることとされています。

4 施策における配慮

国及び地方公共団体は、施策を実施するに当たってはアイヌの人々の自発的意志及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとされています。

5 基本方針及び基本計画

北海道開発庁長官及び文部大臣(現、国土交通大臣及び文部科学大臣)は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならないとされています。また、関係都道府県(平成9年7月政令により北海道を指定)は、基本方針に即して施策に関する基本計画を定めるものとされています。

6 指定法人

北海道開発庁長官及び文部大臣(現、国土交通大臣及び文部科学大臣)は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う一般社団法人又は一般財団法人を全国を通じて一つに限り指定することができるものとされています。

7 北海道旧土人保護法等の廃止等

本法の施行に伴い、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法が廃止されました。

アイヌ文化振興法に関する経過

(1984(昭和59)年)

5月 北海道ウタリ協会総会において「アイヌ民族に関する法律(案)」を決議

7月 協会は知事と道議会議長に陳情

10月 道はウタリ問題懇話会を設置

(1986(昭和61)年)

9月 中曾根元首相の「単一民族発言」をきっかけに全国的な論議に

(1988(昭和63)年)

3月 懇話会は報告書を知事に提出

5月 ウタリ協会総会で「懇話会報告の趣旨」に沿って要請することを決議

知事と道議会議長に再陳情

8月 知事・道議会・ウタリ協会の三者が一致して国に要請

(1989(平成元年)年)

12月 政府は関係省庁により構成する「アイヌ新法問題検討委員会」を設置

(1995(平成7)年)

3月 内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を設置

(1996(平成8)年)

4月 有識者懇談会は報告書を提出

(1997(平成9)年)

5月 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」成立

7月 同法施行

(2019(令和元)年)

5月 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行に伴い、廃止

統等に関する知識の普及文化振興法)の制定

基本計画の策定

アイヌ文化振興法の施行に伴い、北海道は法第6条に基づく関係都道府県として指定を受け、国の定めた基本方針に即して、「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」を平成11年3月に策定しました。

なお、基本計画の目的については、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第3次)」(平成28年~令和2年)の次期方策である「アイヌ政策推進方策」において継承しています。(基本計画は、北海道アイヌ政策推進方策の策定により廃止しています。)

【基本計画の概要】

I 計画策定の目的

「アイヌ文化の振興」と「アイヌの伝統等に関する理解の促進」を推進し、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る。

II 計画の性格

- ・期間~中長期的な展望とする。
- ・内容~今後の北海道におけるアイヌ文化の振興と理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示すもの。

III アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針

「アイヌ文化の振興」及び「理解の促進」を図るための施策を推進するに当たっての基本的な方針を、アイヌ文化の現状と課題及び国が示した基本方針を踏まえて、1アイヌ文化の振興、2理解の促進の二つとする。

1 アイヌ文化の振興

アイヌ文化を次世代へと継承するための保存・伝承に関する施策と、アイヌ文化を将来に向かって発展させるための振興に関する施策を推進する。

2 理解の促進

道民がアイヌ文化を本道の文化の一つとして理解を深めるための知識の普及啓発に関する施策と、偏見や差別が生じることのないよう理解の促進を図る施策を推進する。

IV アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項

基本方針の一つである「アイヌ文化の振興」について、施策を推進するための基本的方向を、①アイヌ文化の保存・伝承、②アイヌ文化の振興とし、それぞれの施策の展開を体系的に整理し、必要な施策を推進する。

①「アイヌ文化の保存・伝承」の推進施策

- ・アイヌ文化の調査研究などの充実
アイヌ文化の体系的な整理分類を進めるとともに、総合的な調査研究の促進に努める。

・伝承活動の支援

アイヌ語指導者の育成や、伝統的技術の保存のための原材料の確保など伝承活動の支援のための取組の促進を図る。

②「アイヌ文化の振興」の推進施策

・体験学習機会の確保

アイヌ文化の体験やアイヌ語学習、工芸品展示会の開催など体験学習機会の確保に努める。

・文化振興団体への支援

アイヌ文化振興・研究推進機構やウタリ協会(現、アイヌ協会)をはじめとする各種団体の文化活動が促進されるよう努める。

・伝統的生活空間の再生

伝統的生活空間の再生整備に向けた調査検討とその実現に向けた取組に努める。

・アイヌ語に由来する地名の普及

アイヌ語に由来する地名は貴重な文化であり、その普及の促進を図る。

V アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

基本方針の一つである「理解の促進」について、施策を推進するための基本的方向を、①知識の普及・啓発、②理解の促進とし、それぞれの施策の展開を体系的に整理し、必要な施策を推進する。

①「知識の普及・啓発」の推進施策

・アイヌ民族に関する情報の提供

パンフレット等の作成配布など計画的広報活動による情報の提供に努める。

・講演会の開催等

博物館等施設でのアイヌ文化に関する特別展、講演会の開催などに努める。

②「理解の促進」の推進施策

・教育などの充実

学校教育における適切な指導に努めるとともに、理解を深めるための講習や研修機会の確保に努める。

・交流機会の確保

理解を深めるための体験機会や相互交流の機会の確保に努める。

「アイヌの人々の誇りが尊重される 関する法律」(略称:アイヌ施策推進

アイヌ施策推進法の制定

平成31年4月、アイヌ民族を先住民族と位置づけた初めての法律「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が成立し、同年5月に施行されました。

この法律は、アイヌの人々が先住民族であることの認識を示すとともに、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すこと、市町村の取組を支援する交付金や法律の特例措置等が定められています。

[アイヌ施策推進法の概要]

1 法の目的

アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

2 アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するため、次のとおり定められています。

- (1) 政府によるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針の策定
- (2) 市町村による基本方針に基づくアイヌ施策推進地域計画の作成、同計画の内閣総理大臣の認定
- (3) 認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する交付金の交付や規制緩和などの特例措置等

3 民族共生象徴空間の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣が指定する法人に対し、民族共生象徴空間を構成する施設の管理を委託することとされています。

4 アイヌ政策推進本部

アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣にアイヌ政策推進本部が設置されています。

都道府県方針の作成

アイヌ施策推進法の施行に伴い、北海道は法第8条に基づき、「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を令和元年10月に作成しました。

[道方針の概要]

1 アイヌ施策の目標

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることを目標としています。

2 北海道が実施すべきアイヌ施策に関する方針

(1) アイヌ施策の実施

これまで実施してきた生活向上や文化振興施策に加え、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じて、本道におけるアイヌ政策の着実な推進に努めます。

(2) 差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進

法では、アイヌの人たちに対する差別や権

社会を実現するための施策の推進に 法)の制定

利利益の侵害を禁止しており、差別の解消に資するため、アイヌの歴史や文化の魅力について道民の正しい理解を深めます。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人等との連携

アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、それぞれの責務を果たすことが重要であり、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、市町村の取組を支援します。

法律上の特例措置である漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮に関し、儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、制度の円滑な運用に努めます。

指定法人は、業務を適切に実施することが求められており、アイヌ施策を推進するに当たり、国、地方公共団体及び指定法人による密接な連携を図ります。

3 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

アイヌ施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど、実態等の把握に努めるとともに、国や市町村等との連携の強化を図ります。

北海道アイヌ政策推進方策の策定

令和元年12月、アイヌの人たちや有識者で構成される「新たなアイヌの人たちの総合的な推進方策検討会議」を設置し、アイヌ施策推進法の趣旨や、検討会議での意見等を踏まえ、令和3年3月に「北海道アイヌ政策推進方策」を策定しました。

※「北海道アイヌ政策推進方策」については、32ページに掲載していますので、ご参照ください。

アイヌ施策推進法制定に関する経過

〈2007年(平成19年)〉

9月 国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択

〈2008年(平成20年)〉

6月 衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択

7月 国において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」(以下、「有識者懇談会」)を設置

〈2009年(平成21年)〉

7月 有識者懇談会が報告書を取りまとめ
12月 報告書を受け、国では「アイヌ政策推進会議」(以下、「政策推進会議」)を設置

〈2012年(平成24年)〉

7月 政策推進会議からの報告を受け、「民族共生の象徴となる空間」基本構想を決定
〈2014年(平成26年)〉

6月 国において、「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」を閣議決定

〈2019年(平成31年/令和元年)〉

4月 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」成立

5月 同法施行

9月 国において、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を閣議決定